

新型コロナウイルスワクチン予防接種実施計画

令和3年3月31日

占冠村

新型コロナワクチン予防接種実施計画

第1 概要

第2 基本的な考え方

第3 対象者

1. 対象者について
2. 接種順位
3. 接種対象者数の試算
4. 対象者への連絡

第4 接種体制の構築等

1. 基本的な考え方
2. 実施期間
3. 実務体制の確保
4. 接種体制確保について
5. 接種会場
6. 予約受付
7. 予防接種への同意
8. ワクチンの確保
9. 接種費用の支払い
10. 村民への接種勧奨、情報提供、相談受付
11. 健康被害救済の申請受付、給付
12. 接種記録の管理
13. その他

初版；令和3年3月31日

第1 概要

新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止し、占冠村に住民票を有する者（以下、「村民」という。）の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、「新型コロナワクチン」という。）については、現在、ファイザー社製ワクチンが承認され、他社のワクチン承認申請が進められているところである。ワクチン接種は、国の主導的役割、都道府県の広域的な視点による市町村支援の役割、住民に身近な市町村の役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

今後、必要なワクチンを確保できた際には、当該感染症のまん延防止のため、国や都道府県、医師会等の支援を受けながら、円滑な接種を実施していくことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下、「予防接種の手引き」という。）など国が示すガイドライン等を踏まえ、住民接種における実施計画の策定等の基本的な考え方、予防接種の対象者、接種体制の構築等について示す。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 基本的な考え方

住民接種の実実施計画策定にあたり、以下の点に留意すること。

1. 実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、富良野医師会や医療機関、富良野保健所等と十分協議する。
2. 住民接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、接種医療機関及び接種施設、個々の予防接種の時間的余裕について、十分配慮を行う。
3. 原則、住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることとしているが、三つの密や接触を回避するため、村が設置する集団接種会場の運用なども含めて計画する。
4. 医療機関の診療に過度な悪影響が生じないよう、必要な医療体制を維持する。

第3 対象者

1. 対象者の範囲

- (1) 原則として占冠村において、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく、いわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外する。
- (3) 新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると村長が認めるものについても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。やむを得ない事情につい

ては、予防接種の手引きを参考として判断とする。

2. 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面確保されるワクチンの量に限りがあるため、予防接種の手引きに示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。

接種の順位は以下のとおり。ただし、村が接種体制を調整する対象者は、高齢者以下の順位のものとする。

- 1 医療従事者等
- 2 高齢者
- 3 基礎疾患を有する者、高齢者施設などの従事者、60～64歳の者
- 4 上記以外の者

3. 接種対象者の試算

接種対象者の算定は以下のとおり。総人口は、令和3年1月1日現在、1,315人として算出。

対象者区分	対象者の算定方法	人数
医療従事者等	総人口の3%	39
高齢者	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計	320
基礎疾患を有する者	総人口の6.3% (20～64歳) 総人口の4.9% (20～59歳)	82
高齢者施設等の従事者	総人口の1.5%	—
60歳～64歳	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の60～64歳の者の合計	72
上記以外の者	総人口から高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者を除いた人数	802
合計		1,315人

※この他、一定の要件を満たす場合、村内に住所を有しない方が接種することもできる。

4. 対象者への連絡

接種順位に従い、次の2段階に分けて接種の通知を行う。高齢者に対し、新型コロナワクチン接種券を郵送する際に、接種意向調査書を送付する。意向調査書にて「接種希望あり」と回答した方に対し、接種日確定後に接種案内を別途郵送する。

高齢者以外の者に対しては、新型コロナワクチンの入荷時期が決定していた場合、意向調査は行わず、新型コロナワクチン接種券と共に接種案内を送付する。

接種順位は、以下のとおり。

1. 高齢者
2. 高齢者以外の者

ただし、新型コロナワクチンの供給量に応じてさらに細分化する可能性がある。

第4 接種体制の構築等

1. 基本的な考え方

村は、富良野医師会及び村立診療所等と連携し、村民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、全庁的な必要な体制を整え、村民の安心安全に資する。

2. 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

3. 実務体制の確保

接種までの準備にあたっては、平時の予防接種業務の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、業務継続計画の発動を視野に部門を超えた組織的な実施体制の確保を行う。

また、担当部門では新型コロナワクチン接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明、業務継続が可能なシフトの作成など、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

4. 接種体制確保について

新型コロナワクチン接種にあたっては、医療機関の協力が不可欠であるため、村立診療所と協議を行い、隣接した市町村における広域的接種の協力を仰ぐ。

5. 接種会場

村は、村内医療機関を集団接種会場とする。なお、これによることができない場合は、別途接種場所を確保する場合がある。接種会場の詳細については、接種会場運営計画を別途定める。

(1) 村内医療機関

村内医療機関とは、村内の医療機関のうち、集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。

接種に必要な物品等は、医療機関が準備するものとする。

(2) 集団接種会場

集団接種会場は、村立診療所とし、接種会場の設営及び運営は、村が直接運営するほか、受付から退出までの導線を考慮した設営を行う。

(3) 接種日時

月曜日から金曜日（平日のみ）、13時から16時までの1時間毎の受付。

6. 予約受付

村民が接種を行う際は、医療機関と事前に日時、接種人数を協議し、予約受付は、住民課窓口で一括して予約を受け付ける。受付の際には、新型コロナワクチンの特性に応じ、無駄なく利用できるように1日あたりの接種人数を可能な限り多くするよう配慮する。

(1) 受付方法

①電話（住民課 56-2122）

受付時間は、9時00分から17時15分まで。

②窓口（住民課）

直接、窓口対応で受付を行う。

③Webシステム

簡易電子申請（QRコード）からの予約

(2) 予約時間

1日60人まで。13時から1時間毎（1時間15人まで）の予約。

ただし、ワクチンが無駄にならないよう人数調整をする。

7. 予防接種への同意

(1) 接種希望同意について

予診票に本人または代理者の直筆があった場合、接種に同意したこととする。

(2) 予診票

予診票については、国が示す様式を使用する。予診票は接種時間や場所の案内郵送時に同封するものとする。

(3) 接種不適合者及び予防接種要注意者

予診の結果、異常が認められ、予防接種をうけることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

(4) 接種後の副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又

はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行った上で、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り行うものとする。

(5) 16歳未満の予防接種

接種会場における新型コロナワクチンの接種については、原則、保護者の同伴が必要であることとし、同意等については予防接種の手引きに基づき取り扱うものとする。

8. ワクチンの確保及び管理

村は、人口が少ないことから、道から割り当てられた新型コロナワクチンを南富良野町と連携した上で使用することとする。連携にあたり協定書を交わし、道に報告した上、新型コロナワクチン配給量を調整する。

南富良野町が指定した接種医療機関を基本型接種施設とし、村が指定した接種医療機関は、サテライト型接種施設とする。新型コロナワクチンの管理は南富良野町に一任し、必要な新型コロナワクチン数の入力をV-SYSにて入力を依頼する。

新型コロナワクチンは外部委託による冷蔵移送により行う。

9. 接種費用の支払い

村民が村内の接種医療機関で接種した場合は、村が直接費用を接種医療機関へ支払う。村民が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合は、北海道国民健康保険連合会より請求を受け、支払う。

ただし、別途、支払い方法を定めた場合は、この限りではない。

10. 村民への情報提供、相談受付

村は、村民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所などの情報を積極的に提供するとともに、相談受付窓口を設置する。相談受付窓口は、住民課とする。ただし、専門的な相談対応は道が担うことから、道と連携し対応する。

11. 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を受け、国が接種による健康被害と認定した時は、救済給付を行う。

12. 接種記録の管理

村は、村民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を電子データに登録し、管理する。

13. その他

本計画に定めのないものは、都度、担当部門、庁内、医療機関、富良野保健所と協議を行い、決定するものとする。